

最新の労働判例から学ぶ実務対応の留意点

—「同一労働同一賃金」(賞与・退職金・手当等)に関する最高裁判決へも言及—

裁判例は雇用システムの変化に先駆けています。実際に生じた紛争に法律や規範を単にあてはめるのではなく、雇用の現場に滲み出した「異変」に敏感に反応して、判断で考慮にいれる要素のバランスを微修正しています。この修正を理解することは、今後増加する労務トラブルを防止する「勘所」を掴むことにつながります。

本セミナーでは、最新の労働判例を紹介しつつ、実務で問題となる点について、企業側の代理人・顧問として活動する丸尾拓養弁護士が解説します。

—CONTENTS—

- 1 問題言動を理由とする解雇の有効性判断で何が重視されるか
- 2 精神疾患での休職からの復職判断基準は何か
- 3 非正規雇用者と正規雇用者の労働条件の差異は不合理となるか
(最高裁判決にみる判断基準)
- 4 ハラスメントに同意があったという主張は容れられるか
- 5 割増賃金の定額払または組込未払は認められるか
- 6 小規模事業所の職場環境を乱すが仕事はできる社員を雇止めできるか
- 7 今後の技術の進展に対応できない社員の定年後再雇用をどうするか

開催日時	令和2年11月19日(木)
	13時30分～16時30分
会場	経協会館3階ホール (新潟県経営者協会) 新潟市中央区川岸町1-47-3

講師 丸尾法律事務所 弁護士 丸尾 拓養 氏

東京大学法学部卒、1999年弁護士登録。07年丸尾法律事務所を開設。労働事件(使用者側)を専門とする。第一東京弁護士会所属。経営法曹会議所属。

著書に「人事担当者が使う図解労働判例選集」「解雇・雇止め・懲戒(補訂版)」などがある。



受講料	一般 16,500円 (1名・消費税込) 会員会社 11,000円 (1名・消費税込)	定員	40名
申込方法	下記申込書にてFAX(025-267-2310)または ホームページ(http://www.niigata-keikyo.jp)よりお申し込みください。 ※受講票は発行いたしません。定員に達し、受講できない場合はご連絡いたします。		
申込締切日	令和2年11月12日(木) ※受講料は11月12日までに納入願います。 ※お申し込み後のキャンセルにつきましては、当日の取り消し(欠席を含む)のみキャンセル料として受講料の全額を申し受けます。その場合、資料等を後日送付いたします。		
振込先	口座名:「一般社団法人 新潟県経営者協会 (シャ. ケンケイセイギョウカイ)」 第四銀行・白山支店 普通預金No.0173179 北越銀行・古町支店 普通預金No.583391 大光銀行・新潟支店 普通預金No.314069 ※振込手数料は貴社にてご負担をお願いいたします。 ※領収書は発行いたしませんので、必要の場合はご連絡ください。		
備考	・ <u>駐車場がございませんので、お車でのお越しはご遠慮ください。</u>		
お問合せ	(一社)新潟県経営者協会 事務局 TEL (025) 267-2311		

(一社)新潟県経営者協会 行 FAX (025) 267-2310

労働法務講座申込書 (11/19)

会社名			
所在地	(〒)		
ご担当者	お名前	所属・役職	
連絡先	TEL:	FAX:	

参加者氏名(フリガナ)		所属・役職
1	()	
2	()	
3	()	
4	()	
5	()	

受講料のご送金方法 (下の□に☑チェックしてください)

☐ 銀行振込	☐ その他	請求書	☐ 要	☐ 不要
-------------------------------	------------------------------	-----	----------------------------	-----------------------------

ご記入いただいた個人情報につきましては今後のセミナー内容および講演会・IR活動の向上を目的としており、主催者が取り扱う商品・サービスのご案内の目的のみに使用いたします。なお、第三者に提供することはありません。